

第六節 豊前国分寺の建立と移り変わり

一 鎮護国家と国分寺

大化の改新後、七世紀の後半になつて国は積極的な仏教政策をとり、諸国への使者の派遣、
鎮護国家の
仏教政策 「金光明經」 の送置などを行つて護国經の講読をさせている。それは教義に基づいて國家
の平安を祈願する鎮護国家の考えに基づくものであるが、このような仏教政策に呼応する形で、七世紀後半
には豊前地方にも有力な在地豪族による寺院の建立が進められたことは前出のとおりである。

更に天平九年（七三七）になつて丈六の釈迦像を造立させたり、天平十二年（七四〇）に七重塔の建立や写
経を命じたことなどは、国分寺建立に向けての一連の動きとしてとらえられているが、聖武天皇の天平十三
年（七四二）になつて諸国に国分二寺建立の詔が下された。

大化元年（六四五）から国分寺建立の詔勅が出されるまでの動きを年次を追つてみれば、次のようになつ
ている。

大化元年（六四五） 仏法興隆の詔を下し、福亮・惠雲・僧旻ら一〇人を任命して僧尼の指導にあたら
せ、寺院の管理のため、寺司・寺主・法頭を置く。

天武五年（六七六）諸国に使いを派し、金光明經・仁王經を説かせる。

天武九年（六八〇）初めて金光明經を宮中・諸寺で説かせる。

天武十四年（六八五）家ごとに仏舎を作り、仏像・經をおいて礼拝供養させる。

持統七年（六九三）諸国に仁王經を説かせる。

持統八年（六九四）金光明經を諸国に送り、毎年、正月上弦の日に読ませる。

大宝二年（七〇二）諸国の國師を任ずる。

神亀二年（七二五）國家平安のため、諸寺に金光明經または最勝王經を読ませる。

神亀五年（七二八）國家平安のため、金光明經を一〇巻ずつ諸国に頒布する。

天平九年（七三七）国ごとに釈迦三尊像を造らせ、大般若經を書写させる。

天平十二年（七四〇）国ごとに法華經^{はっけきょう}を書写、七重塔を建立させる。

広嗣の乱により、国別に觀音像一体を造らせ、觀音經を写させる。

天平十三年（七四二）諸国に國分寺・國分尼寺建立の詔を下す。金光明四天王護國之寺・法華滅罪之寺

と称し、七重塔一基、金光明最勝王經・法華經各一部・宸筆金字最勝王經を置く。

（『日本文化史年表』 岩波書店 一九九〇から抜粋）

国分寺建立の目的

国分寺は僧寺と尼寺の二院制をとるが、この寺院建立も仏教の教義を広めるというより、經典の誦誦などによつて、その呪術により国家の平安と安泰を図ろうとするものであった。

このことは詔勅の中の「国泰く人樂しび、災除り福至りき」によく表現されている。しかし、直接の契機となつたのは、七三〇年代から頻発する天然痘の流行・飢餓などによる災禍や藤原・廣嗣の乱（天平十二年＝七四〇）などの世情・政情不安を除くことについたといわれている。加えて華嚴教学の説いてる蓮華藏世界をこの世に作りだすのが理想と考えたことにもよるとされている。したがつて、各国の国分寺の釈迦の仏国土を包み込む形で、奈良には廬舎那仏の造営が進められた。

国分寺の占 地と伽藍

国分寺建立の詔の中に「……必ず好き處を択ひて、實に久しう、長かるべし。人に近くは薰臭の及ぶ所を欲せず。人に遠くは衆を勞はして帰集することを欲はず」とあり、選

地は慎重に行われたと思われる。一般的には南斜面の丘陵先端部の好處で、國府にも近く、僧・尼寺も一ノ五町と割に近いところに位置している。

寺域については、僧寺は二町四方、尼寺は一町四方が原則と考えられているが、例外もみられる。それぞれの寺域の周囲には濠か土塁をめぐらすことが多いとされる。

次に伽藍配置では、僧寺では南から北に向かつて南門・中門・金堂・講堂が寺域の中軸線上に並び、七重塔が金堂の斜め前方の左右どちらかに配置され、金堂から延びた回廊が中門にとりつく形が普通とされる。尼寺は塔が省略された形とされ、規格性が高いと考えられている。

国分寺の經 済的基盤

国分寺の經には法華滅罪之寺として尼一〇人を置いたが、このような寺の建立や維持・管理の費用として詔の中で、僧寺には封五〇戸・水田一〇町、尼寺には水田一〇町が施入された。また天平十六年（七

(四四)には国別に正税四万束を割いて僧・尼寺にそれぞれ二万束入れ、毎年出舉してその利息で「永く寺を造る用にあてよ」と詔された。更に天平十九年（七四七）には僧寺に九〇町、尼寺には四〇町の水田が追加施入された。そして天平勝宝元年（七四九）には僧寺一〇〇〇町、尼寺四〇〇町の墾田地の限度も定められた。

このように国家の手厚い保護の下に造営は推し進められたが、土地の選定・技術者（工人）の確保・資材の調達など大変な事業になつた。造営の責任は国司に課されていた。しかし在地豪族の出身者が多いため郡司たちの協力がなければでき得ない事業でもあつた。そして造営は必ずしも順調ではなかつたらしく、天平十九年の詔では国司の怠慢を戒めており、また郡司には三年以内に塔・金堂・僧房を造り終えれば、子孫に至るまで永代郡司に任ずるとして造営を促している。

二 豊前国分寺の建立

豊前国分寺の立地と完成

豊前国分寺は旧仲津郡北部（現豊津町国分）に建立される。ここは錦原台地が浸食されて幾つの舌状台地を作る東端の台地で、南から北へ緩やかに傾斜する低台地の先端部にある。寺域の北方約五〇〇メートルのところには大宰官道が東西に走り、そこはまた豊前国府域の南端近くにある。国分寺の建立もこの豊前国府との関連も考慮されて、詔にいう「好き処」として選地されたものである。